

平成28年度社会福祉施設等整備方針

・ 地域福祉課所管施設	1
救護施設		
・ 長寿介護課所管施設	2
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、養護老人ホーム		
・ 障がい福祉課所管施設	5
障がい福祉サービス事業所等		
・ 少子化対策課所管施設	9
児童館		
・ 子育て支援課所管施設	11
放課後児童クラブ室、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童家庭支援センター		

平成28年度 社会福祉施設等整備方針(地域福祉課所管施設)

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・生活保護法で規定されている保護施設の新規施設整備については、原則として行わない。

2 整備方針

施設種別	圏 域	現 状	課 題	平 成 2 8 年 度 整 備 方 針
救護施設	全県	・県内 3か所 ・定員 計 270名 平成27年5月1日現在	—	入所者等の安全確保に必要な改築等があれば整備を進める。

1 整備方針策定の考え方

- ・ 第6期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等を踏まえつつ、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるように、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・ 在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりをふまえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設を優先的に整備する。
- ・ 県補助を受けずに、特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- ・ 圏域については、別表「高齢者福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	平成28年度整備方針
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	圏域別	1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成28年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	2,698	2,572	2,725	592	8,587	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
第6期介護保険事業支援計画に基づく平成27年度整備計画数（A）	0	100	100	20	220	
平成27年度整備予定数（ショートステイの転換含む）（B）	0	70	70	0	140	
平成28年度への持越分（C）=（A）-（B）	0	30	30	20	80	
第6期介護保険事業支援計画に基づく平成28年度整備計画数（D）	210	70	180	0	460	
平成28年度整備可能数（C）+（D） （うち従来型施設整備可能数）	210 （60）	100 （30）	210 （60）	20 （0）	540 （150）	

施設種別	圏域	課題	平成28年度整備方針				
介護老人 保健施設	圏域別	<p>1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに平成28年度整備可能数の範囲内とする。</p> <p>2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。</p> <p>* 増築による整備については、県補助の対象外とする。</p> <p>* 定員29人以下の創設については、市町の整備計画により実施するため、各圏域の平成28年度整備数変動する可能性がある。</p>				
現状と整備可能数（単位：人分）							
		北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数		2,562	1,783	1,980	358	6,683	
第6期介護保険事業支援計画に基づく平成27年度整備計画数		0	0	0	0	0	
第6期介護保険事業支援計画に基づく平成28年度整備計画数		110	0	110	0	220	
平成28年度整備可能数 (うち従来型施設整備可能数)		110 (50)	0 (0)	110 (50)	0 (0)	220 (100)	
養護老人ホーム	—	老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ整備を進める必要がある。	老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ改修又は改築による整備を進める。				

3 その他

療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。

特別養護老人ホームの施設整備については、創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

(別表)高齢者福祉圏域

平成27年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

>/ Z %5*Ç b*f <%

- ・障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、みえ障がい者共生社会づくりプランをふまえ、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスや共同生活援助を実施する事業所を優先し、みえ障がい者共生社会づくりプランにおける障害福祉サービスの必要量の見込みや障害保健福祉圏域の整備状況等を総合的に判断し整備する。
- ・減災対策を推進する観点から、耐震化や安全を損なう老朽化に対する大規模修繕等を促進する。
- ・圏域については、別表1「障害保健福祉圏域」のとおりとする。

>0 Z %5*

(0¿' 9	jæ	#"g	1"8ÿ	1 B >0>6° Ø Z %5*
共通	—	—	1 障がいが、重度であっても、地域で安心して生活できる支援体制を整備する必要がある。 2 施設の耐震化や防火対策を推進する観点から、障害福祉サービス事業所の耐震化やスプリンクラー整備等に対応する必要がある。	1 障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がい者および、強度行動障がいや医療的ケアが必要な障がい者などの重度障がい者の地域生活を支える日中活動系サービスや共同生活援助を実施する事業所を優先する。 2 地域生活への移行、相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点となる共同生活援助や短期入所を実施する事業所ならびに、児童発達支援などの障害児通所支援を総合的に提供し、障がい児支援の中核となる機能を有する事業所を優先する。 3 災害時に倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図る施設、消防法施行令等の改正にともない新たにスプリンクラー設置が義務づけられた施設のスプリンクラー整備および、著しい老朽化による大規模修繕を行う施設を優先する。
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	障がい者の地域生活を支援するとともに、みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を確保するため、日中活動系サービス事業所の整備を進める必要がある。	1 みえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮し、サービス提供が不足する圏域の整備を優先する。 2 災害時における被災障がい者に対する避難所としての機能を有する施設整備を優先する。
居住系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	障がい者の地域生活を支援するとともに、みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を確保するため、共同生活援助事業所の整備を進める必要がある。	1 共同生活援助を実施する事業所を整備することとし、みえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮し、サービス提供が不足する圏域の整備を優先する。 2 住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域に設置する施設とする。

訪問系サービス事業所および相談支援事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	障がい者が自ら選ぶ生活の場において、安心して暮らすことができるよう、訪問系サービスおよび、計画相談をはじめとする相談支援を充実する必要がある。	みえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮するとともに、日中活動系サービスなどの施設整備にあわせて整備する施設を優先する。
----------------------	---------	---------	---	---

>1 Q b Ú

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障害福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流や防災・減災対策における配慮がなされている施設。

>& 9/2 >/>'7€ - ú&ÿ&t j æ

1 B 27 °>2 v>/ ¥# ' ~

j æ i	j æ Æ w #ë
桑名員弁	桑名市、いなべ市 木曾岬町、東員町
四日市	四日市市 菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市 多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市 玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市 紀北町
紀南	熊野市 御浜町、紀宝町

			平成 28 年度									
種類	種類	単位	桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計
¥pq·(Ô §îÅ «												
生活介護	現状	事業所数	13	25	17	27	22	18	18	4	4	148
	サービス見込量	人	434	802	526	617	533	625	417	128	139	4,221
	サービス量実績	人	399	681	491	611	483	576	383	118	110	3,852
	見込量と実績の差	人	35	121	35	6	50	49	34	10	29	369
就労移行支援	現状	事業所数	1	4	4	3	2	5	4	0	0	23
	サービス見込量	人	23	58	43	39	7	44	39	6	1	260
	サービス量実績	人	10	44	23	25	6	22	24	0	0	154
	見込量と実績の差	人	13	14	20	14	1	22	15	6	1	106
短期入所	現状	事業所数	8	9	8	14	10	9	11	1	2	72
	サービス見込量	人	112	161	90	90	80	122	108	19	11	793
	サービス量実績	人	87	133	86	87	66	87	88	12	7	653
	見込量と実績の差	人	25	28	4	3	14	35	20	7	4	140
児童発達支援	現状	事業所数	2	3	5	13	6	4	3	1	1	38
	サービス見込量	人	74	184	149	105	175	105	61	10	22	885
	サービス量実績	人	8	154	148	108	115	100	56	0	20	709
	見込量と実績の差	人	66	30	1	△ 3	60	5	5	10	2	176
f +(Ô §îÅ «												
共同生活援助	現状	事業所数	12	12	9	26	14	8	11	1	3	96
	サービス見込量	人	174	240	134	217	183	182	180	41	46	1,397
	サービス量実績	人	141	206	102	197	158	158	166	35	44	1,207
	見込量と実績の差	人	33	34	32	20	25	24	14	6	2	190
0¼ e(Ô §îÅ «												
居宅介護、重度訪問 介護、同行援護、行 動援護、重度障害者 等包括支援	現状	事業所数	59	64	66	92	103	94	59	13	34	584
	サービス見込量	人	277	346	275	371	435	308	260	87	65	2,424
	サービス量実績	人	207	298	238	350	317	284	259	65	53	2,071
	見込量と実績の差	人	70	48	37	21	118	24	1	22	12	353

種類	種類	単位	平成 28 年度									
			桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計
%&1/-												
計画相談支援	現状	事業所数	11	19	15	28	15	20	10	2	9	129
	サービス見込量	人	167	361	208	458	367	426	189	42	49	2,267
	サービス量実績	人	127	146	122	160	123	137	140	43	25	1,023
	見込量と実績の差	人	40	215	86	298	244	289	49	△ 1	24	1,244
地域移行支援	現状	事業所数	1	3	4	5	2	8	3	2	1	29
	サービス見込量	人	8	6	7	12	13	8	11	2	2	69
	サービス量実績	人	1	1	2	0	0	0	3	0	1	8
	見込量と実績の差	人	7	5	5	12	13	8	8	2	1	61
地域定着支援	現状	事業所数	1	1	4	5	2	8	3	2	1	27
	サービス見込量	人	7	4	7	23	7	7	3	3	2	63
	サービス量実績	人	3	2	3	0	2	0	0	0	0	10
	見込量と実績の差	人	4	2	4	23	5	7	3	3	2	53
計画相談支援 (障がい児)	現状	事業所数	11	10	10	15	14	15	4	2	6	87
	サービス見込量	人	27	51	65	123	97	93	30	4	5	495
	サービス量実績	人	23	38	23	29	44	15	43	6	3	224
	見込量と実績の差	人	4	13	42	94	53	78	△ 13	△ 2	2	271

注) 別表 2 については、現時点における障害保健福祉圏域のサービス見込量と実績およびサービスの提供体制について、参考にお示しするものです。

- 1 現状の事業所数は、平成27年5月1日現在
- 2 サービス見込量は、みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成27年度～平成29年度）における平成28年度のサービス見込量（1か月あたり）
- 3 サービス量実績は、平成26年度（平成26年4月～平成27年2月）の1か月あたりの平均
- 4 生活介護と就労移行支援の現状（事業所数）は、障害者支援施設を含む。
- 5 短期入所の現状（事業所数）は、空床利用型を除く。

平成28年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定等の考え方

- ・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・原則として、災害対策を施設の新設より優先する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成28年度整備方針
児童館	全県	大型児童館 1館 小型児童館 31館 児童センター 14館 計 46館 （12市6町） （H27.5.1現在）	児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。 耐震化対策がなされていない児童館について、対策が必要である。 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。	国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を市町が受けることを条件として、市町や社会福祉法人が行う事業に関して、市町に対して補助を行うことにより、児童館の整備を行う。 優先順位は以下のとおりとする。 1 既存の児童館の大規模修繕のうち、耐震改修工事を含むもの （1） 放課後児童クラブ室のある児童館 （2） 放課後児童クラブ室のない児童館 2 児童館の新設 （1） 児童館のない市町における新たな児童館の創設のために、施設を整備するものを優先する。 ア 放課後児童クラブ室を設置する場合 イ 放課後児童クラブ室を設置しない場合

施設種別	圏域	現状	課題	平成28年度整備方針
				<p>(2) 児童館のある市町における新たな児童館の創設のために、施設を整備するもの</p> <p>ア 放課後児童クラブ室を設置する場合</p> <p>イ 放課後児童クラブ室を設置しない場合</p> <p>3 既存の児童館を拡張する整備</p> <p>(1) 放課後児童クラブ室を設けるための拡張</p> <p>(2) 放課後児童クラブ室のある児童館の拡張</p> <p>(3) 放課後児童クラブ室のない児童館の拡張</p> <p>4 そのほかの整備</p>



□	□	□	□	□ □

平成28年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課要保護児童支援班所管施設）

課名〔子育て支援課〕

1 整備方針策定等の考え方

平成26年度に策定した三重県家庭的養護推進計画に基づき、社会的養護を必要とする子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができる環境の整備をめざして、本体施設のオールユニット化やグループホームの設置、地域支援の充実を図るための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成28年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 12施設 公立 1施設 民間 11施設 (平成27年4月1日現在)	1 施設における小規模ケア化・地域分散化の推進が求められている。	1 小規模ケア化・地域分散化 施設の新設・改築にあたっては、小規模ケア化・地域分散化するための整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造とする施設整備を優先する。
乳児院	全県	施設数 3施設 公立 1施設 民間 2施設 (平成27年4月1日現在)	2 昭和40～50年代前半にかけて鉄筋化等の整備をした施設の老朽化が進んでいる。	2 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む） 耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設や、耐震診断結果により耐震補強が必要な施設を優先する。
母子生活支援施設	全県	施設数 5施設 公立 2施設 民間 3施設 (平成27年4月1日現在)	1 施設の老朽化による大規模修繕等の必要性が高まっている。 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）への対応が求められている。	1 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む） 耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。 2 DV防止法対応 居室拡大や室数増加を図る施設整備を優先する。

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成28年度整備方針
児童家庭支援センター	全県	施設数 3施設 公立 0施設 民間 3施設 (平成27年4月1日現在)	児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。	児童相談所単位での設置を進めることとし、児童家庭支援センター未設置管内での整備を優先する。